

特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 特許業務法人太陽国際特許事務所 様 〒160-0022 日本国 東京都新宿区新宿4丁目3番17号	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0 0 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">(法施行規則第40条の2) [P C T 規則43の2.1]</p>	
発送日 (日.月.年) 24.11.2020		
出願人又は代理人の書類記号 19F01815W1	今後の手続については、 下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2020/036593	国際出願日 (日.月.年) 28.09.2020	優先日 (日.月.年) 30.09.2019
国際特許分類 (I P C) A61B 6/00(2006.01)i FI: A61B6/00 300X; A61B6/00 300D		
出願人 (氏名又は名称) 富士フィルム株式会社		

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の欠陥
- 第VIII欄 国際出願についての意見

2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 <p style="text-align: center;">09.11.2020</p>	権限のある職員（特許庁審査官） <p style="text-align: center;">佐々木 龍 2U 5361</p> <p style="text-align: center;">電話番号 03-3581-1101 内線 3292</p>
--	--	--

第 I 欄

見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2. この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式（PCT規則13の3.1(a)）

紙形式又はイメージファイル形式（PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号）

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-11	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項	4-7	有
	請求項	1-3, 8-11	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-11	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

- 文献1:JP 2004-073356 A (キヤノン株式会社) 11.03.2004(2004-03-11)
段落[0031]-[0036], 図4, 5, 7-9
(ファミリーなし)
- 文献2:JP 62-183746 A (フィリップス エレクトロニクス ネムローゼ フェンノートシャップ)
12.08.1987(1987-08-12)
第3頁右下欄第9-11行, 図1, 2
& EP 231969 A1
第3欄第39-41行, 図1, 2
- 文献3:JP 2010-012180 A (株式会社東芝) 21.01.2010(2010-01-21)
段落[0059]
(ファミリーなし)
- 文献4:JP 2013-078648 A (キヤノン株式会社) 02.05.2013(2013-05-02)
全文、全図
(ファミリーなし)
- 文献5:JP 2006-280517 A (株式会社島津製作所) 19.10.2006(2006-10-19)
全文、全図
(ファミリーなし)
- 文献6:JP 2002-102214 A (株式会社日立メディコ) 09.04.2002(2002-04-09)
全文、全図
(ファミリーなし)
- 文献7:JP 2013-128593 A (キヤノン株式会社) 04.07.2013(2013-07-04)
全文、全図
(ファミリーなし)

・請求項1-3、8、9、11に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1、2より進歩性を有しない。

<請求項1、11>

文献1 (特に、段落 [0031] - [0036]、図4、5、7-9参照。)には、散乱線を除去するために用いるグリッドの着脱が可能な放射線撮影装置において、
 -放射線撮影部3 (「受像部」に相当。)とX線発生装置1 (「照射部」に相当。)とがCアーム (「アーム」に相当。)の両端部に固定されていること (段落 [0031])、
 -Cアーム62は円弧形状の支持部63に沿ってスライド移動可能となっており、支持部63は回転機構61cを介して可動部61a (「支持部」に相当。)と連結され、360度回転可能になっていること (段落 [0032])、
 -可動部61aには支持部63を固定し、支持部63にはCアーム62を固定する不図示の電磁クラッチ機構がそれぞれ設けられ、Cアーム62、支持部63は通常、固定状態となっており (「アームの支持部に対する回転をロックするロック機構」に相当。)、不図示のスイッチの操作 (「ロック解除操作」に相当。)により電磁クラッチ機構によるCアーム62、支持部63の固定が解除され、支持部63の回転動とCアーム62のスライド移動が可能となること (段落 [0033])、
 -グリッドユニット6が放射線撮影部3に挿入されているが固定されていない状態 (「アームから取り外されている」ことに相当。)では、グリッドユニット6が放射線撮影部3内に挿入されていることをマイクロスイッチ46が検出し、固定ピン41がグリッドユニット6を固定していない位

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

置bにあることをフォトセンサ45（「第1着脱検知部」に相当。）が検出してCPU47へ送信し、CPU47はこれらの情報を基に、Cアーム62、支持部63の固定解除を許可しないことを決定し、不図示のスイッチが操作されても電磁クラッチ機構を制御して固定を解除せず（「ロックの解除を禁止する」ことに相当。）、したがってこの場合、Cアーム62、支持部63は固定されたままの状態を移動させることはできないこと（段落[0036]）、が記載されている。

請求項1、11に係る発明と文献1に記載された発明とを対比すると、請求項1、11に係る発明は「受像部」が着脱可能にアームに保持され、「受像部」がアームから取り外されているか否かを検知しているのに対して、文献1に記載された発明は、放射線撮影部3（受像部）でなくグリッドユニット6が着脱可能にCアーム62（アーム）に保持され、グリッドユニット6がCアーム62（アーム）から取り外されているか否かを検知している点において相違する。

上記相違点について検討する。

文献2（特に、第3頁右下欄第9-11行、図1、2参照。）には、X線イメージ増倍管モジュール30（「受像部」に相当。）が着脱可能にC字状アーク24（「アーム」に相当。）に保持されたX線診察装置において、装置が完全に正確に組立てられない限り、装置の作動を自動的に鎖錠しておく技術事項が記載されている。

文献1、2はともにアームに部材を着脱可能に保持し、部材が正確に組立てられていない場合には装置の作動をロックする放射線撮影装置に関するものであり、文献1に記載された発明において文献2に記載された上記技術事項を採用し、放射線撮影部3（受像部）を着脱可能にCアーム62（アーム）に保持し、放射線撮影部3（受像部）がCアーム62（アーム）から取り外されている場合はロックの解除を禁止する構成とすることは、当業者が容易に想到し得たことである。その際、グリッドユニット6と同様に放射線撮影部3（受像部）がCアーム62（アーム）から取り外されているか否かを検知する第1着脱検知部を設けることに格別の困難性はない。

<請求項2、3>

文献1に記載された発明において、放射線像検出器8（「検出器」に相当。）を放射線撮影部3（「筐体」又は「収容部」に相当。）に着脱不能に内蔵するか着脱可能に収容するかは、必要に応じて当業者が適宜選択することである。

<請求項8、9>

文献1の段落[0033]及び図8、9等参照。

・請求項10に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-3より進歩性を有しない。

放射線撮影装置において、放射線が照射されている間はロックの解除を禁止することは、例えば文献3（特に、段落[0059]参照。）に示されるように周知であり、文献1に記載された発明において上記周知技術を採用することは当業者が容易に想到し得たことである。

・請求項4-7に係る発明は、国際調査報告で引用された文献に対して新規性・進歩性を有する。

請求項4-7に係る発明は、国際調査報告で引用されたいずれの文献にも記載されておらず、当業者にとって自明なものでもない。

文献1-7には、請求項4、5に係る発明が有する「アームが回転する方向とは逆向きの摩擦力を前記アームに対して作用させる第1状態と、前記アームに作用させる前記摩擦力を前記第1状態よりも低減する第2状態と、を切り替え可能な摩擦機構と、前記検出器が前記収容部から取り外されているか否かを検知する第2着脱検知部と、を備えており、前記第1着脱検知部は、前記収容部が前記アームから取り外されているか否かを検知するものであり、前記第1着脱検知部によって前記収容部が前記アームに取り付けられていることが検知されており、かつ、前記第2着脱検知部によって前記検出器が前記収容部から取り外されたことが検知されている状態において、前記ロック解除操作が行われた場合には、前記制御部は、前記ロック機構による前記ロックの解除を許容し、かつ、前記摩擦機構を前記第1状態にする制御を行う」技術事項も、請求項6、7に係る発明は有する「アームの回転角度の範囲を第1の範囲よりも狭い第2の範囲に規制する規制状態と、前記回転角度の規制が解除された規制解除状態と、を切り替え可能な回転角度規制機構と、前記検出器が前記収容部から取り外されているか否かを検知する第2着脱検知部と、を備えており、前記第1着脱検知部は、前記収容部が前記アームから取り外されているか否かを検知するものであり、前記第1着脱検知部によって前記収容部が前記アームに取り付けられていることが検知されており、かつ、前記第2着脱検知部によって前記検出器が前記収容部から取り外されたことが検知されている

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

状態において、前記ロック解除操作が行われた場合には、前記制御部は、前記ロック機構による前記ロックの解除を許容し、かつ、前記回転角度規制機構を前記規制状態にする制御を行う」技術事項も記載されておらず、請求項4-7に係る発明はそれにより、アームが不用意に回転することを抑制することができるという有利な効果を発揮する。